

特定施設 介護サービス利用契約書【表題部】－混合型－

表題部記載の当事者である「入居者」および「事業者」ならびに「身元保証人」および「事業者」は、各当事者間ににおいて、以下【表題部】の条項、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という）契約書【本体部】および特定施設入居者生活介護等契約書別紙の各条項に基づく利用契約および保証契約（以下「本契約」という。）を締結する。

この証として、本書2通を作成し、各自署記名・押印のうえ、「入居者」または「身元保証人」と「事業者」とが各1通を保有する。

1. 契約の締結日および始期日

契約締結日	20 年 月 日
契約始期日	20 年 月 日

2. 契約当事者の表示

入居者	住所	
	氏名	印
代理人 または 署名代行人	生年月日：	年 月 日（満 歳）
	住所	
	氏名	印
	入居者との関係	※代理人の場合は、代理権を証明する文書の提出を要する
身元保証人	署名代行理由	
	住所	印
	氏名	印
	極度額	1,000,000円 ※本契約が更新されても、極度額は変更されないものとする
	法人名 代表者名 住所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鶴見 隆充 東京都品川区東品川四丁目12番8号

3. 入居する建物の表示

建物名称	SOMPOケア ラヴィーレ東池袋
介護保険	指定特定施設入居者生活介護
	指定番号： 1371606037
	指定年月日： 2023/10/1
	混合型
所在地	東京都豊島区東池袋5丁目43番6号

4. 入居者の居室（契約時）

居室番号	201
間取り	1R

5. サービス利用料

介護報酬に係る費用	別紙「特定施設入居者生活介護等利用料金表」記載のとおり	
		項目 金額（税込）
食事サービス ※事前予約制		朝食 626円（消費税率8%・軽減税率対象） 昼食 979円（消費税率10%・軽減税率対象外） 夕食 748円（消費税率10%・軽減税率対象外）
フロントサービス (月額)		33,000円／1名
通常のサービス提供の範囲を超える費用		別紙「重要事項説明書・介護サービス等の一覧表」の「その都度徴収するサービス欄」記載のとおり
コピーサービス		白黒22円／1枚 カラー55円／1枚
FAXサービス ※送信のみ		55円／1枚
		支払委託方式：口座自動振替 引落日：事業者が指定する日
支払方法		口座振替は、入居者の金融機関口座から、事業者が指定する日（口座振替申込用紙記載の引落日）に行なう。ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日に行なう。 手続きの関係上、口座振替の申込から1から3か月間、口座振替ができない場合、②合は、事業者が指定する銀行口座へ振込にて支払う。（振込手数料は入居者負担） サービス利用料の内、食事サービス、コピー・FAXサービスを利用する場合、利用するサービスの種類に応じた費用を利用月の翌月に支払うものとする。ただし、賃貸借契約の終了に伴い、本契約が終了する場合には、入居者は、残金を事業者が指定する期日と方法により支払う。

識別番号

(5-2) オプションサービスの内容

オ プ シ ヨ ン サ ー ビ ス	サービスの種類	費用
	食事サービス ※事前予約制	朝食 626円（消費税率8%・軽減税率対象） 昼食 979円（消費税率10%・軽減税率対象外） 夕食 748円（消費税率10%・軽減税率対象外）
	食堂送迎サービス	月額 33,000円／1名
	アクティビティサービス	実費
	-	-
	コピーサービス	白黒 22円／1枚 カラー 55円／1枚
	FAXサービス ※送信のみ	55円／1枚
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-

※サービス内容の補足説明は「高齢者生活支援サービス利用契約 重要事項説明書」参照

(5-3) 見守りサービスの内容

見守りサービス	-
---------	---

(5-4) フロントサービスの内容

フロントサービス	9:00～18:00の間、1階フロントに職員が常駐し、下記対応を行う。 1. 受付（来訪者の応対、入居者の応対、代理応答等） 2. 不在時の対応 3. 専有部分に係る鍵の管理・保管（紛失時の対応等） 4. 各共用スペース利用の受付
----------	---

(6) 支払方法

(6-1) 基本サービス・見守りサービス・フロントサービスの支払方法

支 払 方 法	支払委託方式 : 口座自動振替
	引落日 : 事業者が指定する日
	① 口座振替は、入居者の金融機関口座から事業者が指定する日（口座振替申込用紙記載の引落日）に行う。ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日に行う。
	② 手続きの関係上、口座振替の申込より1から3か月間、口座振替ができない場合がある。その場合、指定口座への振込みにより、費用を支払うものとする。 (振込手数料は入居者負担)

(6-2) オプションサービスの支払方法

支 払 方 法	支払委託方式 : 口座自動振替
	引落日 : 事業者が指定する日
	① オプションサービスを利用する場合、利用するサービスの種類に応じた費用を利用月の翌月に支払うものとする。ただし、賃貸借契約の終了に伴い、本契約が終了する場合には、入居者は、残金を事業者が指定する期日と方法により支払うものとする。
	② 口座振替は、入居者の金融機関口座から事業者が指定する日（口座振替申込用紙記載の引落日）に行う。ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日に行う。
	③ 手手続きの関係上、口座振替の申込より1から3か月間、口座振替ができない場合がある。その場合、指定口座への振込みにより、費用を支払うものとする。 (振込手数料は入居者負担)

S O M P O ケア株式会社

特定施設 介護サービス利用契約書

【本体部】

混合型 [サービス付き高齢者向け住宅]

(指定特定施設入居者生活介護・

指定介護予防特定施設入居者生活介護版)

表題部と結合

S O M P O ケア ラヴィーレ・そんぽの家

2 0 2 3 年 7 月 1 日 (最終改定)

特定施設 介護サービス利用契約書

混合型（指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護版）

第1章

（目的）

- 第1条** 事業者は、入居者に対し、介護保険法等関係法令および本契約の規定に従い、【表題部】
3. 「入居する建物の表示」記載の特定施設（以下「本建物」という）において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練および療養上の世話をを行うことにより、入居者の能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、「指定特定施設入居者生活介護」または「指定介護予防特定施設入居者生活介護」（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という）のサービスを提供する。
- 2 事業者が本契約に基づき提供するサービスの内容（第3条および第4条に定めるもの、以下同じ）は、サービス付き高齢者向け住宅入居契約・（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約 重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）別紙「介護サービス等の一覧表」に定めるとおりとする。

（期間）

- 第2条** 本契約の有効期間は、【表題部】1. 「契約の締結日および始期日」記載の契約始期日から、入居者の要介護または要支援認定の有効期間（以下「要介護等認定期間」という。）の満了日とする。また、入居者が要介護認定の新規・更新・区分変更申請中の場合は、認定後の要介護等認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とする。
- 2 第1項に定める期間満了日以前に、入居者が要介護または要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護等認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とする。
- 3 契約期間満了日の少なくとも30日前に、入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されたものとし、以降も同様とする。

4 入居者が要介護認定において自立と判断された場合、または本契約の契約期間の満了日以降に入居の継続を希望される場合には、別途高齢者生活支援サービス利用契約を締結するものとする。

(介護保険給付対象サービスの内容)

第3条 本契約において、介護保険の介護給付または予防給付対象サービス（以下「介護保険給付対象サービス」という。）とは、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をいう。

(介護保険給付対象外サービスの内容)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、前条に定める以外のサービスであって、次の各号に掲げるサービスをいう。

- (1) 要介護認定区分が自立の入居者に対する介護サービス
- (2) 【表題部】5. 「サービス利用料」に定める「その他の費用」
- (3) 【表題部】5. 「サービス利用料」に定める「通常のサービス提供の範囲を超える費用」

(本建物の概要)

第5条 本建物は、介護保険法令に基づき、都道府県知事または市町村長の指定を受けた指定特定施設入居者生活介護等事業所である。本建物の概要および職員体制は、「重要事項説明書」に記載したとおりである。

(虐待防止に関する事項)

第6条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の廃止のための措置）

第7条 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者（入居者が意思表示をできない場合は身元保証人）または家族に説明して理解を得るものとする。

2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(緊急時等における対応)

第8条 事業者は、入居者の急病、事故による負傷、その他必要な場合は、すみやかに入居者の主治の医師（以下「主治医」という。）または協力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第9条 入居者、身元保証人および入居者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の事業者が設置する苦情相談窓口に苦情を申し立てができる。

- 2 入居者、身元保証人および入居者の家族は、前項のほか、行政機関または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができる。
- 3 事業者は、第1項または第2項による苦情申立がなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、これを理由として入居者に対して何らの差別待遇をしないものとする。

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、事業者の故意・過失により、または本契約に違反して、入居者に損害が発生した場合は、入居者に対して、相当因果関係のある範囲で損害の賠償を行う。ただし、入居者に故意または過失がある場合には賠償額を減ずるものとする。

(秘密保持・個人情報保護)

第11条 事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の生命・身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場合等、正当な

理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意がある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害が発生した場合は、あらかじめ策定した消防計画に従い、入居者の避難等適切に対応する。

- 2 事業者は、非常災害に備えて地域の協力機関と連携を図るとともに、定期的に消防訓練（消火訓練・通報訓練・避難訓練）その他必要な訓練を行う。

第2章 提供されるサービス

(サービス計画等の作成・変更)

第13条 事業者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画等」という）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の計画作成担当者は、次の各号の規定に従い、サービス計画等を作成するものとする。

- (1) サービス計画等の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (2) 入居者または家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容ならびに介護サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画等の原案を作成する。
- (3) サービス計画等の作成に当たっては、その原案の内容について入居者またはその家族にに対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

- (4) サービス計画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。
- (5) サービス計画等を作成した後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画等の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画等の変更を行うものとする。
- (6) 前第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号の規定は、前号に規定するサービス計画等の変更について準用する。

(指定特定施設入居者生活介護等の内容およびその提供)

第14条 事業者は、前条項により作成されるサービス計画等に基づき、指定特定施設入居者生活介護等のサービスを提供する。サービスの内容は、「重要事項説明書」別紙「介護サービス等の一覧表」に記載したとおりである。

- 2 事業者は、入居者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努める。

(介護の場所)

第15条 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となるサービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。

- 2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。
 - (1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。
 - (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。
 - (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。

- (4) 入居者および身元保証人の意見を聴く。
- (5) 入居者および身元保証人の書面による同意を得る。

第3章 費用の負担

(サービス利用料)

第16条 入居者は、事業者から「介護保険給付対象サービス」の提供を受けたときは、事業者に対し、別紙「特定施設入居者生活介護等利用料金表」の規定に従い、介護報酬の自己負担分を支払うものとする。

- 2 入居者は、入居者が事業者へ支払うべき「介護保険給付対象サービス」に要した費用について、入居者が介護サービス費または介護予防サービス費として市区町村より支給を受ける額の限度において、事業者が入居者に代わって市区町村より支払いを受けることに同意するものとする（以下「法定代理受領」という。）。
- 3 入居者は、事業者から「介護保険給付対象外サービス」の提供を受けたときは、「重要事項説明書」別紙「介護サービス等の一覧表」の規定に従い、その利用料の全額を支払うものとする。
- 4 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、入居者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分に変更が生じた場合には、別紙「特定施設入居者生活介護等利用料金表」の規定にかかわらず、入居者に対して変更の理由を説明したうえで、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分を請求することができる。
- 5 事業者は、入居者の同意を得たうえで、「介護保険給付対象外サービス」の利用料を変更することがある。この場合には、事業者は、本建物の所在都道府県の発表する消費者物価指数および人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとする。
- 6 事業者は、入居者に対し、事業者が提供したサービス内容に基づき、入居者が事業者へ支払うべき利用料の内訳や介護保険給付対象サービスと対象外サービスの区別等の明細を記載した請求書を送付する。

- 7 入居者は、事業者に対し、当月の利用料を【表題部】「5. サービス利用料」の支払方法欄の記載のとおり支払うものとする。
- 8 事業者は、入居者から利用料等の支払いを受けたときは、入居者に対し、領収証を発行する。領収証には、事業者が提供したサービス内容に基づき、領収金額の内訳を明記する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護等のサービスを提供した場合において入居者から利用料の支払いを受けたときは、入居者の求めに応じてサービス提供証明書を交付する。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載する。

- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は入居者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めことがある。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとする。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 入居者が要介護認定等により自立と認定されたとき。
- (3) 事業者が入居者に対し第19条に基づき本契約を解除したとき。
- (4) 入居者が事業者に対し第20条に基づき本契約を解除したとき（以下、前号および本号に規定する解除の効力が発生する日を「解除日」という。）。
- (5) 本建物の建物賃貸借契約が終了したとき。
- (6) 本建物が介護保険法令等に基づく指定特定施設入居者生活介護等の事業者指定を取り消されたときまたは指定を辞退したとき。

- (7) 入居者が本建物の指定特定施設入居者生活介護等に替えて、他の介護サービスまたは事業者が提供する高齢者生活支援サービス利用契約に定めるサービスの利用を選択したとき。
- (8) 当事者が合意により本契約を解除したとき。

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、第16条に定める利用料、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告してもかかわらず支払わなかったときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。

(入居者からの契約解除)

第20条 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(精算)

第21条 第18条に基づき本契約が終了した場合において、入居者が事業者に対して支払うべき利用料等に関しては、事業者が指定する期日と方法により支払うものとする。また、1か月に満たない期間の利用料等の支払額については、利用日数に基づいて算出した金額とする。

第5章 身元保証人

(身元保証人)

第22条 入居者は、身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。

- 2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者的一切の債務を保証する。
- 3 前項の身元保証人の負担は、【表題部】2、「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極度額を限度とする。
- 4 前第2項の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者または身元保証人が死亡したときに確定する。
- 5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況（不履行の有無）ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でないと事業者が認めたときは、入居者は、事業者の承認する身元保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。

第6章 その他

(事業者に通知を必要とする事項)

第23条 入居者または身元保証人は、本契約に別に定めるほか、次の各号の1つに該当するときは、直ちにその旨を事業者に通知するものとする。

- (1) 入居者または身元保証人が氏名・住所を変更したとき。
- (2) 入居者または身元保証人に対して、後見、保佐、補助の各審判開始の申立て、強制執行、仮差押・仮処分、破産手続開始、民事再生手続開始の申立て（自己申立てを含む）があったとき。
- (3) 入居者が任意後見人と任意後見契約を締結したとき、または任意後見監督人の選任の申立てがなされたとき。
- (4) 本建物以外で入居者が死亡したとき。または身元保証人が死亡したとき。

(記録の整備)

第24条 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。ただし、本建物の指定権者である地方自治体が保管期間を別に定める場合は、その保管期間に準ずる。

(管轄裁判所)

第25条 契約当事者は、本契約に起因する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、事業者ならびに入居者および身元保証人は、相互に誠意をもって協議し、解決するものとする。

(以下空白)

別紙 特定施設入居者生活介護等利用料金表



1. 適用される地域区分および地域単価

適用される 地 域 区 分	1級地	(地域単価)	10.9
------------------	-----	--------	------

2. (介護予防) 特定施設入居者生活介護費(1か月30日、金額の目安)

2022/10/1現在

要介護認定	介護給付費 (単位/日)	介護給付費の 額(円/日)	介護給付費の目 安(円/30日)	自己負担額(円/30日)		
				(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	182単位	1,983円	59,514円	5,952円	11,903円	17,855円
要支援2	311単位	3,389円	101,697円	10,170円	20,340円	30,510円
要介護1	538単位	5,864円	175,926円	17,593円	35,186円	52,778円
要介護2	604単位	6,583円	197,508円	19,751円	39,502円	59,253円
要介護3	674単位	7,346円	220,398円	22,040円	44,080円	66,120円
要介護4	738単位	8,044円	241,326円	24,133円	48,266円	72,398円
要介護5	807単位	8,796円	263,889円	26,389円	52,778円	79,167円

3. 加算給付費

加 算 内 容	届出	介護給付費 (単位)	介護給付費 の	介護給付費 の目安(円)	自己負担額(円/30日)		
					(1割)	(2割)	(3割)
入居継続支援加算	無	ー/口	ー/口	ー/30日	ー	ー	ー
生活機能向上連携加算	無	ー/月	ー/月	ー/月	ー	ー	ー
個別機能訓練加算(I)	無	ー/日	ー/日	ー/30日	ー	ー	ー
個別機能訓練加算(II)	無	ー/月	ー/月	ー/月	ー	ー	ー
ADL維持等加算	無	ー/月	ー/月	ー/月	ー	ー	ー
夜間看護体制加算	無	ー/日	ー/日	ー/30日	ー	ー	ー
若年性認知症入居者受入加算	無	ー/日	ー/日	ー/30日	ー	ー	ー
認知症専門ケア加算	無	ー/日	ー/日	ー/30日	ー	ー	ー
医療機関連携加算	有	80単位/月	872円/月	872円/月	88円	175円	262円
口腔衛生管理体制加算	ー	30単位/月	327円/月	327円/月	33円	66円	99円
口腔・栄養スクリーニング加算	ー	20単位/回	218円/回	218円/回	22円	44円	66円
退院・退所時連携加算	有	30単位/日	327円/日	9,810円/30日	981円	1,962円	2,943円
科学的介護推進体制加算	無	ー/月	ー/月	ー/月	ー	ー	ー
看取①死亡日以前31日以上45日以下	無	ー/日	ー/日	ー/日	ー	ー	ー
り介②死亡日以前4日以上30日以下		ー/日	ー/日	ー/日	ー	ー	ー
護加③死亡日以前4日または3日		ー/日	ー/日	ー/日	ー	ー	ー
算④死亡日		ー/日	ー/日	ー/日	ー	ー	ー
サービス提供体制強化加算	無	ー/日	ー/日	ー/30日	ー	ー	ー
介護職員処遇改善加算(I)	(I)	(介護予防) 特定施設単位数 + 加算単位数) × 8.2% × 地域区分単価					
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(II)	(介護予防) 特定施設単位数 + 加算単位数) × 1.2% × 地域区分単価					
介護職員等ベースアップ等支援加算(I)	(I)	(介護予防) 特定施設単位数 + 加算単位数) × 1.5% × 地域区分単価					
身体拘束廃止未実施減算	無	身体的拘束に係る運営項目に違反した場合、基本単位数より					

・消費税は非課税

【自己負担額の計算方法】

① 介護給付費の目安(30日) : 介護給付費(単位/日) × (地域単価) × (利用日数) …ア (小数点切り捨て)

② 法定代理受領分 : ア × (1-介護保険被保険者証に記載された負担割合) …イ (小数点切り捨て)

③ 自己負担分 : ア-イ

